

# ○京都府立大学企画・推進会議規程

(平成 27 年京都府立大学規程第 5 号)

(設置)

**第 1 条** 京都府立大学に、京都府立大学企画・推進会議（以下「企画・推進会議」という。）を置く。

(組織)

**第 2 条** 企画・推進会議は、次の各号に掲げる構成員によって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長
- (4) 附属図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 入試部長
- (8) 企画戦略部長
- (9) 事務局長
- (10) 総務課長、企画・地域連携課長及び学務課長

(所掌事項)

**第 3 条** 所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 部局長会議の協議事項の企画立案に関すること。
- (2) 学部・研究科を超える全学的な課題について検討し、その推進を図ること。
- (3) その他学長が必要と認めること。

(議長)

**第 4 条** 企画・推進会議は学長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(代理出席)

**第 5 条** 第 2 条第 3 号から第 5 号までに掲げる者が出席できないときは、当該構成員は、学長の許可を得て指名する者に代理させることができる。

(構成員以外の出席)

**第 6 条** 議長は、必要に応じ、第 2 条に定める者以外の者を出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第 7 条** 企画・推進会議に関する庶務は、企画・地域連携課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、企画・推進会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月8日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。